

青森県報

第百九十五号

令和二年
八月十四日
(金曜日)

目次

告示

○みつばちの腐蛆病の発生……………(畜産課) ……一

公告

○特定調達契約に係る契約の相手方の決定に関する公示……………(人事課) ……一
○特定非営利活動促進法第二十五条第五項において準用する
同法第十条第二項の規定による公告……………(県民生活文化課) ……二

○右 同……………(同) ……二

○肥料登録の有効期間の更新……………(食の安全・安心推進課) ……三

○建設業者の許可の取消し……………(上北地域県民局) ……三

○右 同……………(下北地域県民局) ……三

選挙管理委員会

○政治資金規正法による政治団体の名称等の公表……………(事務局) ……三

○政治資金規正法による政治団体の届出事項の異動の届出……………(同) ……四

○政治資金規正法による政治団体の解散の届出……………(同) ……四

○政治資金規正法による資金管理団体でなくなった旨の届出……………(同) ……五

○令和元年度青森県新産業都市建設事業特定事業以外の事業の決算の要領及び令和二年度青森県新産業都市建設事業

雑報

団一般管理会計補正予算(第一号)ほか一件の要領……………

(新産業都市建設事業団) ……五

告示

青森県告示第六百二十五号

みつばちの腐蛆病が次のとおり発生したので、青森県家畜伝染病まん延防止規則(昭和五十年四月青森県規則第十九号)第五条第六項の規定により告示する。

令和二年八月十四日

青森県知事 三村 申 吾

発生年月日	発生場所	発生群数	所有者
令和二・七・三	八戸市	十一	前田政弘

公告

特定調達契約に係る契約の相手方の決定に関する公示

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成七年政令第三百七十二号)第四条に規定する特定調達契約につき契約の相手方を決定したので、同令第十二条の規定により次のとおり公示する。

令和二年八月十四日

青森県知事 三村 申 吾

一 特定役務の名称及び数量

統合庶務システム機器等賃貸借 一式

二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

青森県総務部人事課

青森市長島一丁目の一

三 契約の方法

随意契約

四 契約の相手方を決定した日

令和二年七月九日

五 契約の相手方の名称及び住所

富士電機株式会社

東京都品川区大崎二丁目一の一

六 契約金額

二千九百五十六万八千円

七 随意契約の理由

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第十一条第一

項第二号

八 契約の相手方を決定した手続

予定価格の制限の範囲内の価格による見積りであったので、契約の相手方としたものである。



特定非営利活動促進法第二十五条第五項において準用する同法第十条第二項の

規定による公告

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定による定款

変更認証の申請があったので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により次のとおり公告する。

令和二年八月十四日

青森県知事 三 村 申 吾

一 申請のあった年月日

令和二年八月三日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人ありんこ

三 代表者の氏名

一戸 由佳

四 主たる事務所の所在地

弘前市大字富栄字笹崎八〇の一

五 定款に記載された目的

この法人は地域における肢体不自由児童生徒及び、その他の障害児童生徒の放課後等デイサービス、福祉有償運送事業、病児保育事業、並びに障害児者の福祉に関する啓蒙活動等を通して、障害を持つ児童生徒とその保護者や家族が安心して生活し、働くことができる環境を提供し、福祉社会に貢献することを主目的とする。



特定非営利活動促進法第二十五条第五項において準用する同法第十条第二項の

規定による公告

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定による定款変更認証の申請があったので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により次のとおり公告する。

令和二年八月十四日

青森県知事 三 村 申 吾

一 申請のあった年月日

令和二年八月三日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人奥入瀬自然観光資源研究会

三 代表者の氏名

河井 大輔

四 主たる事務所の所在地

十和田市西二十三番町一の一サングリーン一〇三

五 定款に記載された目的

この法人は、奥入瀬・十和田湖を中心とした南八甲田山麓一帯を活動の場とし、自然観光資源の調査研究・情報発信を行うと共に人財育成ならびに地域ネットワークの構築を図ることで国内外の関心層を対象とした、上質かつ持続可能なネイチャーツーリズム環境を創出・促進し、もって豊かな地域社会の形成と振興に寄与することを目的とする。

肥料登録の有効期間の更新

肥料取締法（昭和二十五年法律第二百二十七号）第十二条第二項の規定により令和二年八月五日次の肥料の登録の有効期間を更新したので、同法第十六条第一項の規定により公告する。

令和二年八月十四日

青森県知事 三 村 申 吾

登録番号 青森県第 三〇六号	肥料の種類 魚かす粉末	肥料の名称 一〇・〇魚 かす粉末	保証成分量 (パーセント) 窒素全量 一〇・〇 りん酸全量 四・〇	その他の 規格 公定規格 のとおり	生産業者の氏 名又は名称及 び住所 丸光水産株式 会社 八戸市諏訪二 丁目二六の一 六
----------------------	----------------	------------------------	--	----------------------------	--

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

令和二年八月十四日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 商号又は名称 株式会社東星建設
- 二 代表者の氏名 秋田直人
- 三 主たる営業所の所在地 上北郡横浜町字苗代川目四二の一・二
- 四 許可番号 青森県知事許可（般一三〇）第一六六九三号
- 五 取消年月日 令和二年七月十三日
- 六 取消しに係る建設業の許可

鉄筋工事業に係る一般建設業の許可

取消しの原因となった事実

令和二年七月二日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

令和二年八月十四日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 商号又は名称 宮本左官工業
- 二 氏名 宮本勝美
- 三 主たる営業所の所在地 むつ市横迎町一丁目一七の三九
- 四 許可番号 青森県知事許可（般一二九）第一三四五四号
- 五 取消年月日 令和二年六月九日
- 六 取消しに係る建設業の許可
左官工事業に係る一般建設業の許可
- 七 取消しの原因となった事実
令和元年十月十三日前記建設業者が死亡したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

選挙管理委員会

青森県選挙管理委員会告示第三十三号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第六条第一項の規定により政治団体の設立の届出のあった政治団体の名称等を同法第七条の二第一項の規定により次のとおり告示する。

令和二年八月十四日

青森県選挙管理委員会委員長 柿崎光顯

政党以外の政治団体
国会議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の名称	代表者氏名	会計責任者氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日
小豆畑緑後援会	宮越 繁	小豆畑 進	青森市大字新城市山田六六五の四二	令和 二・七・七
神山昌則後援会	村川 春男	神山 房子	青森市大字後潟字大原一二	二・七・九
青森県産業資源循環協会政治連盟	天内 修	中嶋 栄介	青森市本町五丁目五の二一	二・七・三
久保としき後援会	松村 純一	久保 一繁	三戸郡南部町大字の下一久井字助川七	二・七・二

青森県選挙管理委員会告示第三十四号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第七条第一項の規定により、次の政治団体から届出事項の異動の届出があったので、同法第七条の二第一項の規定により告示する。

令和二年八月十四日

青森県選挙管理委員会委員長 柿崎光顯

政党の支部

政治団体の名称 (代表者氏名)	異動事項	新	旧	異動年月日
自由民主党青森県八戸市第五支部 (熊谷 雄一)	会計責任者	大坂 和恵	船越 珠寶	令和 二・七・六

政党以外の政治団体

日本共産党三八地区委員会 (松田 勝)	代表者	松田 勝	松橋 三夫	二・七・九
政治団体の名称 (代表者氏名)	異動事項	新	旧	異動年月日
青森県農村整備推進連盟 (野上 憲幸)	主たる事務所の所在地	青森市大字野木字山口八六の一	青森市本町二丁目六の一九	令和 二・七・〇
山崎力心暖会 (北山 一衛)	代表者	北山 一衛	一戸 兼一	二・七・二
阿部潤司後援会 (佐々木 武信)	代表者	佐々木 武信	佐々木 光浩	二・七・二

備考 従来、青森県選挙管理委員会に届出がされていた伊勢守會政治結社天照大東亜憂國塾は、主たる活動区域の異動により総務大臣に届出すべき政治団体となったものである。

青森県選挙管理委員会告示第三十五号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十七条第一項の規定により、次の政治団体から解散の届出があったので、同条第三項の規定により告示する。

令和二年八月十四日

青森県選挙管理委員会委員長 柿崎光顯

政党以外の政治団体

政治団体の名称	代表者氏名	解散年月日
高谷友視後援会友心会	高谷 節夫	令和元・五・一

工藤幸子後援会	工藤 恵一	元・三・三
山本弥一後援会	山本 高久	二・六・二
一戸かねいち後援会	佐々木 勝則	二・六・二
一戸兼一政経研究会	一戸 兼一	二・六・二

青森県選挙管理委員会告示第三十六号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十九条第三項第二号の規定による資金管理団体でなくなった旨の届出があったので、同法第十九条の二第一項の規定により告示する。

令和二年八月十四日

青森県選挙管理委員会委員長 柿 崎 光 顯

資金管理団体の届出をした者の氏名	資金管理団体の名称	資金管理団体でなくなった年月日
一戸 兼一	一戸兼一政経研究会	令和二・六・二

雑 報

青森県事業団公告第六号

令和二年七月青森県新産業都市建設事業団理事会第二百二十七回定例会の議を経た令和元年度青森県新産業都市建設事業団特定事業以外の事業の決算の要領及び令和二年度青森県新産業都市建設事業団一般管理会計補正予算（第一号）ほか一件の要領を地方自治法の一部を改正する法律（平成二十三年法律第三十五号）附則第三条の規定によりなお従前の例によることとされる同法による改正前の地方自治法（昭和二十二

年法律第六十七号）第三百十二条第一項及び第三百九条第三項の規定により次のとおり公表する。

令和二年八月十四日

青森県新産業都市建設事業団 理事長 三 村 申 吾

令和元年度青森県新産業都市建設事業団一般管理会計歳入歳出決算書

歳 入

款	項	予 算 現 額	調 定 額	収 入 済 額	不 納 欠 損 額	収 入 未 済 額	予 算 現 額 と 収 入 済 額 と の 比 較
1 分 担 金 及 び 負 担 金		円 6,404,000	円 6,404,000	円 6,404,000	円 0	円 0	円 0
	1 負 担 金	6,404,000	6,404,000	6,404,000	0	0	0
2 繰 越 金		29,873,000	29,873,897	29,873,897	0	0	897
	1 繰 越 金	29,873,000	29,873,897	29,873,897	0	0	897
3 諸 収 入		2,000	326	326	0	0	△ 1,674
	1 預 金 利 子	1,000	326	326	0	0	△ 674
	2 雑 入	1,000	0	0	0	0	△ 1,000
歳 入 合 計		36,279,000	36,278,223	36,278,223	0	0	△ 777

歳 出

款	項	予 算 現 額	支 出 済 額	翌 年 度 繰 越 額	不 用 額	予 算 現 額 と 支 出 済 額 と の 比 較
1 事 業 団 費		円 36,279,000	円 9,059,506	円 0	円 27,219,494	円 27,219,494
	1 事 業 団 運 営 費	36,279,000	9,059,506	0	27,219,494	27,219,494
歳 出 合 計		36,279,000	9,059,506	0	27,219,494	27,219,494

歳入歳出差引残額

27,218,717 円

令和元年度青森県新産業都市建設事業団一般事業会計歳入歳出決算書

歳入

款	項	予算現額	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	予算現額と収入済額との比較
1 事業収入		円 357,141,000	円 357,143,231	円 357,143,231	円 0	円 0	円 2,231
	1 臨海収入	356,259,000	356,260,572	356,260,572	0	0	1,572
	2 市川収入	882,000	882,659	882,659	0	0	659
歳入	合計	357,141,000	357,143,231	357,143,231	0	0	2,231

歳出

款	項	予算現額	支出済額	翌年度繰越額	不用額	予算現額と支出済額との比較
1 事業支出		円 357,141,000	円 356,933,000	円 0	円 208,000	円 208,000
	1 臨海事業費	356,257,000	356,053,000	0	204,000	204,000
	2 市川事業費	884,000	880,000	0	4,000	4,000
歳出	合計	357,141,000	356,933,000	0	208,000	208,000

歳入歳出差引残額

210,231 円

令和2年度青森県新産業都市建設事業団
一般管理会計補正予算（第1号）

令和2年度青森県新産業都市建設事業団一般管理会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ27,217千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ32,980千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
2 繰越金		千円 1	千円 27,217	千円 27,218
	1 繰越金	1	27,217	27,218
歳 入 合 計		5,763	27,217	32,980

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
1 事業団費		千円 5,763	千円 27,217	千円 32,980
	1 事業団運営費	5,763	27,217	32,980
歳 出 合 計		5,763	27,217	32,980

令和2年度青森県新産業都市建設事業団
一般事業会計補正予算（第1号）

令和2年度青森県新産業都市建設事業団一般事業会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ207千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ357,145千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
1 事業収入		千円 356,938	千円 207	千円 357,145
	1 臨海収入	356,056	206	356,262
	2 市川収入	882	1	883
歳入合計		356,938	207	357,145

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
1 事業支出		千円 356,938	千円 207	千円 357,145
	1 臨海事業費	356,056	206	356,262
	2 市川事業費	882	1	883
歳出合計		356,938	207	357,145

(発行所・発行人)
青森市長島一丁目一番一
青森県

(印刷所・販売人)
青森市第二間屋町三丁目一番七七号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価 小口一枚二付十五円